

電子情報通信学会九州支部 学生会表彰規程

第1条 本表彰は電子・情報・通信の分野で活躍が期待される優秀な学生に対し、電子情報通信学会(以下当学会という)九州支部支部長名にて各表彰を行うものである。

第2条 九州支部学生会が選奨する表彰の種類は以下の通りである。

- (1)学生会講演奨励賞
- (2)成績優秀賞
- (3)学術奨励賞
- (4)StudentBranch Award

第3条 前条の各表彰者は学生会顧問会議で推薦後、当学会支部運営委員会の承認を得て発表される。

第4条 各表彰の詳細は以下の通りである。

(1)学生会講演奨励賞

学生会が主催する学生会講演会にて、優秀な論文を発表した学生に対して表彰する

- 1)表 彰 対 象
 1. 学生会講演会で論文発表を行った学生に限る。なお、発表は講演登録者本人のみとし、代理発表は対象外とする。
 2. 過去に本賞を受けたことのない者であること。
- 2)表彰者の決定 学生会顧問会議にて決定
- 3)表 彰 者 数 全講演者の10%程度を目安とする
- 4)表 彰 時 期 1月上旬～2月上旬
- 5)賞 状・賞 金 表彰者には賞状と賞金 10,000 円を授与する。

(2)成績優秀賞

大学の学部および高等専門学校で、以下の基準を満たす学科(境界領域の学科においては、卒業要件の異なる学科内コース等も可)の成績優秀な卒業生に対し表彰する

- 1)対象学科基準
 1. 理工系の学科であること
 2. 電子情報通信学会の正員が教員として学内に1名以上在籍していること
 3. 専門教育(数学などの基礎教育は除く)の内容が単位数において7割以上、電子情報通信学会の専門分野分類表と対応していること
 4. 学科の表彰対象学年(学部4年、高専5年)の学生数(現員¹⁾)が20名以上であること
- 2)表 彰 対 象 学生会顧問会議にて決定された表彰対象学科を、表彰年度に卒業する成績優秀な学生
- 3)表彰者の決定 表彰対象学科長へ推薦を依頼し、学生会にて推薦内容を審査、支部長の承認を得て決定
- 4)表 彰 者 数 表彰対象学科につき1名。但し、別途規程²する条件を満たせば、課程またはコース毎に1名表彰可能とする。
- 5)推 薦 締 切 表彰予定日(卒業式)の1週間前迄
- 6)賞 状 表彰者には賞状を授与する。

(3)学術奨励賞

大学院(博士前期課程・修士課程)及び高等専門学校専攻科(以後、高専専攻科)で、以下の基準を満たす専攻を有する研究科および専攻科に所属し、電気・電子・情報・通信の分野における学術業績が優れ、当学会に貢献した修了生および卒業生に対し表彰する。

- 1)対 象 基 準
 1. 理工系の学科であること
 2. 電子情報通信学会の正員が教員として学内に1名以上在籍していること

3. 専門教育(数学などの基礎教育は除く)の内容が単位数において7割以上、電子情報通信学会の専門分野分類表と対応していること
- 2)表彰対象 1. 理工系の学科であること表彰年度に修了し、電気・電子・情報・通信の分野において優れた学術業績を持つ学生(高専専攻科、博士前期課程2年次:修士課程2年次対象) ※早期修了する学生も含む
2. 当学会が刊行する論文誌への論文掲載、あるいは主催・共催・協賛する国際会議や、研究会等での本人による発表が1件以上あること
- 3)表彰者の決定 表彰対象学科長および、高専専攻科長へ推薦を依頼し、学生会にて推薦内容を審査、支部長の承認を得て決定
- 4)表彰者数 (大学院)研究科より1名 (高専専攻科)学校より1名
- 5)推薦締切 表彰予定日(卒業式)の1週間前迄
- 6)賞状・賞金 表彰者には賞状と賞金 10,000 円を授与する。

(4) Student Branch Award

学生ランチ交流会において発表された、優秀なランチに対して表彰する。

- 1)表彰対象 学生ランチ交流会に参加し発表を行ったランチ
- 2)表彰者の決定 学生ランチ交流会の参加者による投票
- 3)表彰者数 1ランチ
- 4)賞状・賞金 表彰ランチには副賞として表彰楯と賞状を授与する。
但し、同点1位のランチが複数あった場合、選考された1ランチ以外には賞状のみを授与する。

第5条 各表彰の表彰者名と所属学校・機関名は、当学会支部ホームページに掲載し、発表される。

- 第6条 1. 本規程は平成16年6月18日より適用する。
2. 本規程は平成18年2月3日に「講演奨励賞」の表彰名を上記のように改定する
3. 本規程は平成19年1月31日に第4条(1)(4)の一部を改定する。
4. 本規程は平成19年6月22日に第4条(1)～(4)の一部を改定する
5. 本規程は平成21年6月16日に第4条(3)(4)の一部を改定する。
6. 本規程は平成22年2月1日に第4条(1)～(4)の一部を改定する
7. 本規程は平成23年1月25日に第4条(1)(2)(4)の一部を改定、および第5条を追加する。
8. 本規程は平成24年6月6日に第3条の一部を改定する。
9. 本規程は平成25年1月24日に第4条(3)の一部を改定する。
10. 本規程は平成26年2月14日に第4条(3)(4)の一部を改定する。
11. 本規程は平成27年1月29日に第4条(1)～(4)の一部を改定する。
12. 本規定は平成28年1月28日に第4条(2)沖縄学術講演奨励賞の廃止および、第4条(1)～(3)の一部を改定、第5条を削除する。
13. 本規定は平成30年5月23日に第4条(4) Student Branch Award を追加する。
14. 本規定は令和5年12月1日に第4条(1)の1)、および(4)の4)の一部を改定する。

¹ 現員とは表彰対象学年の表彰年度卒業の可能性のある留年生を含む学生数

² 学生会表彰「成績優秀賞」「学術奨励賞」Q&A